

報告第 3 号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市都市計画税条例の一部
を改正する条例）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、海老名市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 29 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法の一部改正に伴う所要の改正措置について、急施を要し、専決処分したので、報告し、承認を求めるため

専決第 10 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、下記の
条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日専決

海老名市長 内 野 優

記

海老名市都市計画税条例の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がない
ため

海老名市都市計画税条例の一部を改正する条例

海老名市都市計画税条例（昭和 3 5 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 4 項を附則第 1 6 項とし、附則第 1 3 項中「第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 2 項」を「第 2 7 項、第 3 1 項、第 3 5 項、第 3 9 項、第 4 2 項、第 4 4 項」に改め、同項を附則第 1 5 項とする。

附則第 1 2 項中「附則第 2 項及び第 4 項」を「附則第 4 項及び第 6 項」に、「附則第 2 項及び第 5 項」を「附則第 4 項及び第 7 項」に、「附則第 3 項、第 5 項及び第 6 項」を「附則第 5 項、第 7 項及び第 8 項」に、「附則第 5 項から第 7 項まで」を「附則第 7 項から第 9 項まで」に、「附則第 7 項」を「附則第 9 項」に、「附則第 8 項から第 1 0 項まで」を「附則第 1 0 項から第 1 2 項まで」に、「附則第 9 項」を「附則第 1 1 項」に改め、同項を附則第 1 4 項とする。

附則第 1 1 項を附則第 1 3 項とし、附則第 1 0 項を附則第 1 2 項とし、附則第 9 項中「附則第 1 3 条の 2」を「附則第 1 3 条」に改め、同項を附則第 1 1 項とする。

附則第 8 項を附則第 1 0 項とし、附則第 7 項を附則第 9 項とし、附則第 6 項中「附則第 2 項」を「附則第 4 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 5 項中「附則第 2 項」を「附則第 4 項」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 4 項中「附則第 2 項」を「附則第 4 項」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 3 項を附則第 5 項とし、附則第 2 項を附則第 4 項とし、附則第 1 項の次に次の 2 項を加える。

（法附則第 1 5 条第 4 4 項の条例で定める割合）

2 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

（法附則第 1 5 条第 4 5 項の条例で定める割合）

3 法附則第 1 5 条第 4 5 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 1 項の次に 2 項を加える改正規定（附則第 3 項に係る部分に限る。）は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の海老名市都市計画税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 28 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。